

## 議員定数18人から16人へ

### 滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正

平成30年10月第4回市議会臨時会で議員提案により、議員定数を18人から2人減の16人とする条例改正案を賛成多数で可決しました。

平成19年4月統一地方選挙に4人減として以来、約10年ぶりの見直しとなり、新しい議員定数は、平成31年4月の任期満了に伴う市議会議員選挙から適用になります。

平成29年に滝川商工会議所から議会制度改革の推進(議員定数、議員報酬、夜間・休日議会の開催など)についての要望・提案を受け、滝川商工会議所青年部・女性クラブ、滝川青年会議所、若手農業者と意見交換会を開催し、人口減なども考慮したさまざまな意見をいただきました。

この改正により、市議会の無投票選挙を避け、議会の活性化と質の高い審議・議決により、市民の理解がより一層深まることを期待します。

#### 滝川市議会の議員の定数を定める条例

| 改 正 前                                                          | 改 正 後                                                          |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、滝川市議会の議員の定数は、 <u>18人</u> とする。 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定に基づき、滝川市議会の議員の定数は、 <u>16人</u> とする。 |

## 臨時会の開催

平成30年第4回臨時会を10月29日に開催し、平成30年度一般会計補正予算(第4号)および議員提案の条例案2件の計3件について審議を行い原案のとおり可決しました。

議決した主な内容についてお知らせします。

### 第4回臨時会

#### ◎一般会計補正予算(第4号)

事業費としては、台風第21号の影響により被害を受けた市道東第2授業場通り線ほかの復旧のための経費60万円、同じく被害を受けた北電公園ほか3件の復旧のための経費350万円を増額補正し、総額200億5、442万6千円となりました。

#### ◎条例の改正・廃止

議員提案による滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例および滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例の2件を原案のとおり可決しました。